

戸籍情報へのマイナンバー適用の範囲・戸籍届出に関する論点等について

1 システムワーキンググループでの議論について

(1) 戸籍情報へのマイナンバー適用の範囲について

第5回システムワーキンググループにおいては、戸籍情報へのマイナンバー適用の範囲について、戸籍証明書のニーズの整理を踏まえ、戸籍情報へのマイナンバー適用の範囲に関する検討として、論点、課題の整理について議論を行った。

具体的には、①戸籍等に記録されている個人を統合（名寄せ）することについて、②戸籍事務固有の識別子（戸籍個人番号）を付番することについてを論点として、どこまで統合する必要があるのか、また、どこまで統合することが可能かという観点から、戸籍に記録されている個人を統合（名寄せ）する範囲を検討することについて議論を行った。

そして、予備調査の結果を基にした戸籍証明書のニーズの整理を踏まえ、上記①、②の論点に対応する戸籍情報へのマイナンバー適用の範囲に関する課題の整理として、①戸籍、除籍、改製原戸籍といった複数の戸籍に記録されている個人について戸籍の記録を遡って統合することや、複数の市区町村において戸籍に記録されている個人を統合することがどこまで可能なのか、②戸籍に記録されている個人について、どの範囲まで戸籍個人番号を付与するか、また、複数の市区町村において戸籍に記録されている個人の戸籍個人番号はどのように付与するかという点が、それぞれ課題とされ、これらの課題については、調査・研究で行っている本調査の結果を踏まえて検討する必要がある等の議論を行った。

(2) 新システムへの市区町村移行パスの検討について

第6回システムワーキンググループにおいては、市区町村移行パスとして、新しい戸籍制度及びマイナンバー制度導入に対応する新システムへの現行システムからの戸籍情報の移行及び当該戸籍情報へのマイナンバー紐付けに係る作業、作業主体及び手順について、戸籍情報保持形態に応じた検討を行った。

現行システムから新システムに戸籍情報を移行するに当たっては、①戸籍等に記録する文字の問題点、②戸籍情報の調製に関する問題点、③戸籍等の記録内容に関する問題点があると考えられるところ、これらを解消するためには、

①戸籍等に記録する文字コードの統一、②必要な戸籍情報の電算化、③データの適正化（スクリーニング）を行うことが課題となることから、戸籍情報保持形態ごとの移行パスについて、これらの問題点の解消の程度を比較するとともに、マイナンバー連携、本番稼働、移行作業量・コスト、拡張性の観点からも検討を行った。

（3）戸籍副本データに関する調査結果の概要について

調査・研究の一環として、戸籍、除籍、改製原戸籍といった複数の戸籍に記録されている個人についての戸籍の記録を遡った統合（名寄せ）や、複数の市区町村において戸籍に記録されている個人の統合の実現可能性の観点から、戸籍副本データ管理センターの副本情報を元に、名寄せのシミュレーションを実施した。なお、今回実施した調査におけるシミュレーション範囲としては、電算化戸籍部分に絞って実施し、画像データで保存されている戸籍等については対象外とした（参考資料14）。

2 戸籍の届出に関する論点について

（1）届出地について

ア 現行法による届出地の規律

届出地に関して、原則は、届出事件本人の本籍地又は届出人の所在地である（法第25条）。外国人については、届出人の所在地である（同条第2項）。

なお、所在地というのは、住所地のほか、居住地、一次的滞在地を含む（明治32年11月15日付け民刑第1986号民刑局長回答）。

この原則のほかに、届出地に関して、以下のような特例が定められている。

（ア）別個の届出地を定めたもの

- ・ 胎児認知届は、母の本籍地（法第61条）
- ・ 認知された胎児の死産届は、認知届をした地（法第65条）
- ・ 本籍分明届は、基本の届出をした地（法第26条）
- ・ 水難、火災その他の事変による死亡報告又は死亡者の本籍が明らかでない場合や死亡者を認識することができない場合の死亡報告は、死亡地（法第89条、第92条第1項）

（イ）付加的に届出地を定めたもの

- ・ 出生、死亡、分籍、転籍、就籍の各届出は、出生地、死亡地、分籍地、

転籍地，就籍地（法第51条第1項，第88条第1項，第101条，第109条，第112条）

(ウ) 外国に在る日本人の届出を定めたもの

- ・ 外国に在る日本人は，本籍地のほかにその国に駐在する日本の大使，公使又は領事にも届出可能（法第40条）

イ 戸籍情報システムを一元化した場合の届出地の規律について

仮に，研究会資料3の甲案のように，戸籍情報システムを一元化し，そのデータ管理を国で行うこととしつつ，戸籍事務のうち，戸籍謄本等の戸籍証明書の交付，届出の受理・不受理について市区町村長が行うという従前の所掌を維持するとした場合であっても，第11回研究会での議論のとおり，本籍地概念については，なお維持するという考えもあり得るところである。

そこで，仮に，戸籍情報システムを一元化し，そのデータ管理を国で行うこととし，かつ，本籍地概念を維持するとした場合に，戸籍届出地の現行法の取扱いについては，基本的に，現行の届出地の規律を維持するものとするが，変更すべきものはあるか。

例えば，別個の届出地を定めたもの（上記2（1）ア（ア））のうち，胎児認知届（法第61条）については母の本籍地，認知された胎児の死産届（法第65条）については認知届をした地に，本籍分明届（法第26条）については基本の届出がされた地にそれぞれ限定されているが，いずれも以前の手続又はその後に行われる手続との関連性により届出地が限定されていると解することができる（注1）。

そうすると，仮に戸籍情報システムを一元化し，そのデータ管理を国で行うとした場合，それぞれ届出地を限定する必要性はそこまで高くないようにも思われるがどうか。

(注1) 各規定の趣旨

- ・ 胎児認知届（法第61条）

胎児認知届により直ちに戸籍の記載をすることなく，その後になされる出生又は死産の届出を待って処理されるのであるから，胎児認知届の保存に当たる市区町村長を一定するの必要があり，嫡出でない子は母の戸籍に入るのが原則であるから，母の本籍地に限定されたものである。

- ・ 認知された胎児の死産届（法第65条）

認知された胎児が死産となった場合には，その認知は効力を生ぜず，戸籍には何らの記載もされないが，先にされた胎児認知の届出について処理をすべきであるこ

とから死産届が必要とされており、認知後に母の本籍地が変更されたとしても、届出がされた場所に死産届をすることを定めるものである。

- ・ 本籍分明届（法第26条）

本届出は、前の届出の結末を付けることを目的とするものだから、前の届書を保存する市区町村長に対してなされるべきであることから、基本の届出地とされたものである。

（2）届書類情報の共有・保存の在り方について

仮に、戸籍事務処理システムを一元化し、そのデータ管理を国で行うとし、受理地において戸籍記載を行うとした場合、当該届書類を戸籍の記載のために他の市区町村へ送付する必要性はなくなると考えられる。

また、届書類の持つ意義は、①戸籍が滅失した際の再製資料、②法務局において戸籍の記載の正確性をチェックし、必要な助言等を行うための資料、③人事訴訟、刑事訴訟、戸籍訂正等における証拠等（研究会資料4・1頁参照）が挙げられる。

仮に、戸籍事務処理システムを一元化し、そのデータ管理を国で行うとし、受理地において戸籍記載を行うとした場合、上記①の意義は低下するものと考えられる。

さらに、第一読会においてもなお届書類の重要性は認められると確認されたところであるが、現在のように、紙媒体で届書類を保存することについての問題点も指摘されるところである。

そこで、届書類については、受理地において電子データ化し、戸籍事務処理システムのデータ管理と同様に一元的に管理することとしてはどうか。

また、届書類の電子データの保存期間については、長期間の保存を前提とするが、届書類の原本については、訴訟手続における証拠としての役割もあることに照らすと、電子データ化した場合に即時廃棄するのではなく、1年（戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第48条第3項）又は5年（戸籍法施行規則第49条の2参照）とすることはどうか。

このように届書類について電子データ化することにより、外国人に係る届書類についても、特段の区別は不要となるものと考えられる。

なお、従前保存している届書類について電子データ化することについては、その必要性、費用等を考慮し、なお検討することとしてはどうか。

3 戸籍等に記録する文字について

新戸籍編製時において、従前の戸籍に氏又は名の文字が誤字で記載されているときは、原則として、これに対応する字種及び字体による正字等で記載することとするが、俗字についてはそのまま記載するものとしている（平成2年10月20日付け法務省民二第5200号民事局長通達）。しかしながら、当該誤字のまま改製されず、現在もコンピュータ化されていない戸籍が一定数残っている。このような改製不適合戸籍については、イメージデータや、紙戸籍として保持し、検索のためにインデックスデータを保存している場合が多いと考えられる。

また、現在の戸籍情報システムは、市区町村ごとに設置されているため、システムごとに用いている文字フォントも異なり、また、それぞれ外字を登録している場合がある。

これらの改製不適合戸籍や外字については、戸籍事務処理システムの一元化、データ管理の一元化等を検討するに当たって、大きな問題点であるといえる。

今後、改製不適合戸籍の解消（誤字の解消）の方策や、戸籍に記録する文字の統一を図り、市区町村ごとに登録されている外字を同定する作業について検討する必要があることから、現在、市区町村に対して実施している戸籍情報の利用実態等に係る本調査において、改製不適合戸籍や外字等の実態調査を行っているところである。改製不適合戸籍の取扱いや外字等の取扱いについては、本調査の結果を踏まえ、一定の方向性を定めることが考えられるが、これらの点については、どのように考えるべきか。